

消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22

運用ガイド

この度は、「消費税の達人（令和元年度版 以降）fromキーパー財務22」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人（令和元年度版 以降）fromキーパー財務22」は、株式会社シスプラの「キーパー財務」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（令和元年度版 以降）fromキーパー財務22」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール方法	5
1.「達人Cube」からアップデートする場合	5
2.「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合	9
4.運用方法	11
1.「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合	11
2.「キーパー財務」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合	12
5.操作方法	13
1.「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合	13
2.「キーパー財務」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合	19
6.連動対象項目	27
「キーパー財務」から連動するデータ（連動元）	27
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先）	28
[基礎データ（一般用）] 画面	29
付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕	33
付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕	34
付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	35
消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）	36
消費税の還付申告に関する明細書（法人用）	37
課税売上高及び消費税額等の予測表（一般用）	38
[基礎データ（簡易課税用）] 画面	39
課税売上高及び消費税額等の予測表（簡易課税用）	42
7.アンインストール方法	43
8.著作権・免責等に関する注意事項	44

1.対応製品

「消費税の達人（令和元年度版 以降）fromキーパー財務22」に対応するNTTデータの対応製品及び株式会社シスプラの対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	消費税の達人（令和元年度以降用） Professional Edition
	消費税の達人（令和元年度以降用） Standard Edition
株式会社シスプラ	キーパー財務22



注意

本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。

2.動作環境

「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載の株式会社シスプラの「対応製品」と同様です。



注意

- 「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載の株式会社シスプラの「対応製品」をインストールしている必要があります。
- 「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」の起動中に、「キーパー財務」の起動、及びアンインストールはできません。

3.インストール方法

「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。



注意

インストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

1.「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



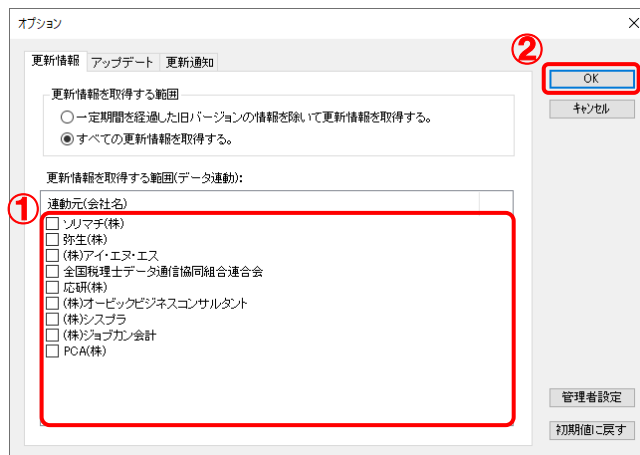
「アップデート」画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



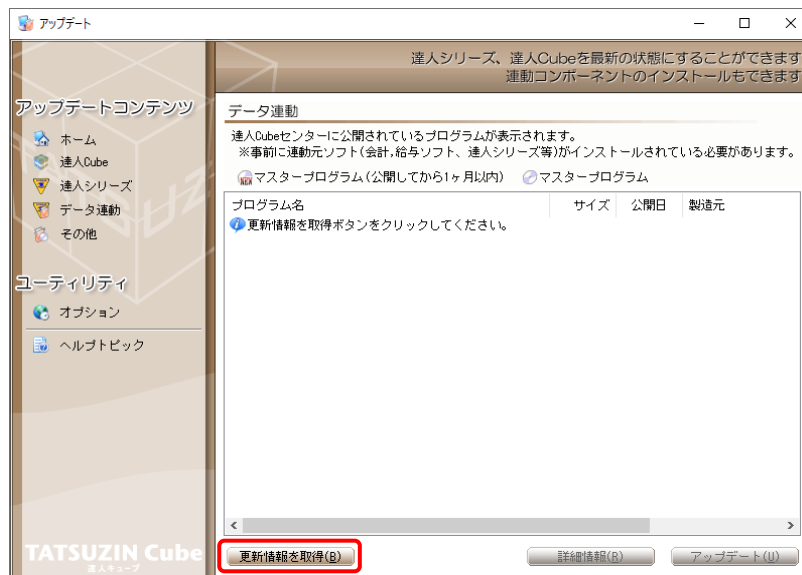
[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



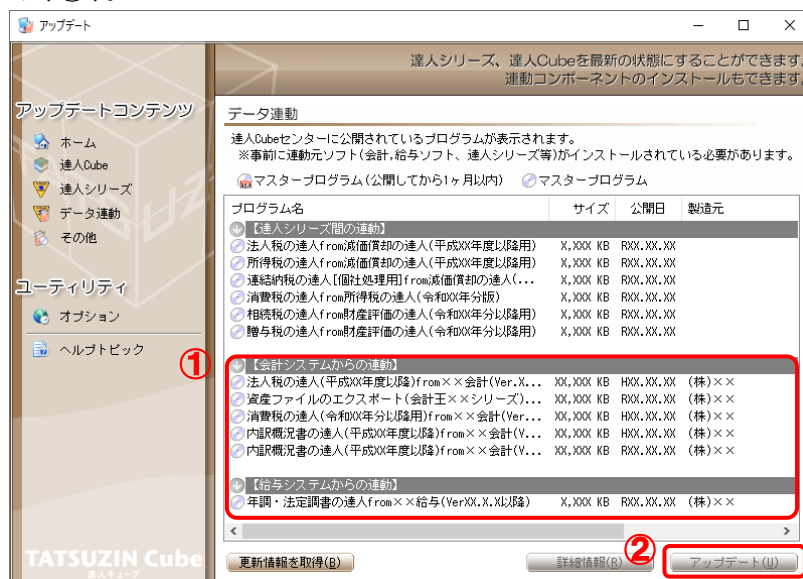
[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[セットアップ] 画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の指定] 画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は [参照] ボタンをクリックします。

8. インストール先のフォルダを指定し、[次へ]ボタンをクリックします。

[インストール準備完了] 画面が表示されます。

9. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

10. [セットアップウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」のインストールは完了です。

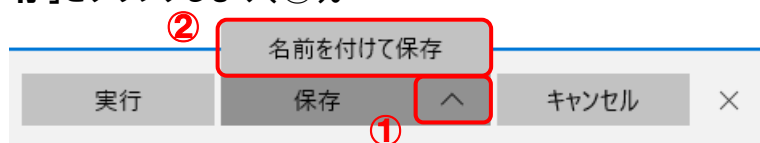
2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ
(https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。



2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。
3. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。
4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。
画面の一番下に通知バーが表示されます。

- 5.** [保存]ボタンの右にある記号をクリックし(①)、表示されるメニュー[名前を付けて保存]をクリックします(②)。



[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

- 6.** 保存する場所を指定し、[保存]ボタンをクリックします。

ファイルがダウンロードされます。

- 7.** 手順6でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。

[セットアップ] 画面が表示されます。

- 8.** [次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の指定] 画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は[参照] ボタンをクリックします。

- 9.** インストール先のフォルダを指定し、[次へ]ボタンをクリックします。

[インストール準備完了] 画面が表示されます。

- 10.** [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

- 11.** [セットアップウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(令和元年度版 以降) fromキーパー財務22」のインストールは完了です。

4.運用方法

「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」は、「キーパー財務」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法是、「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

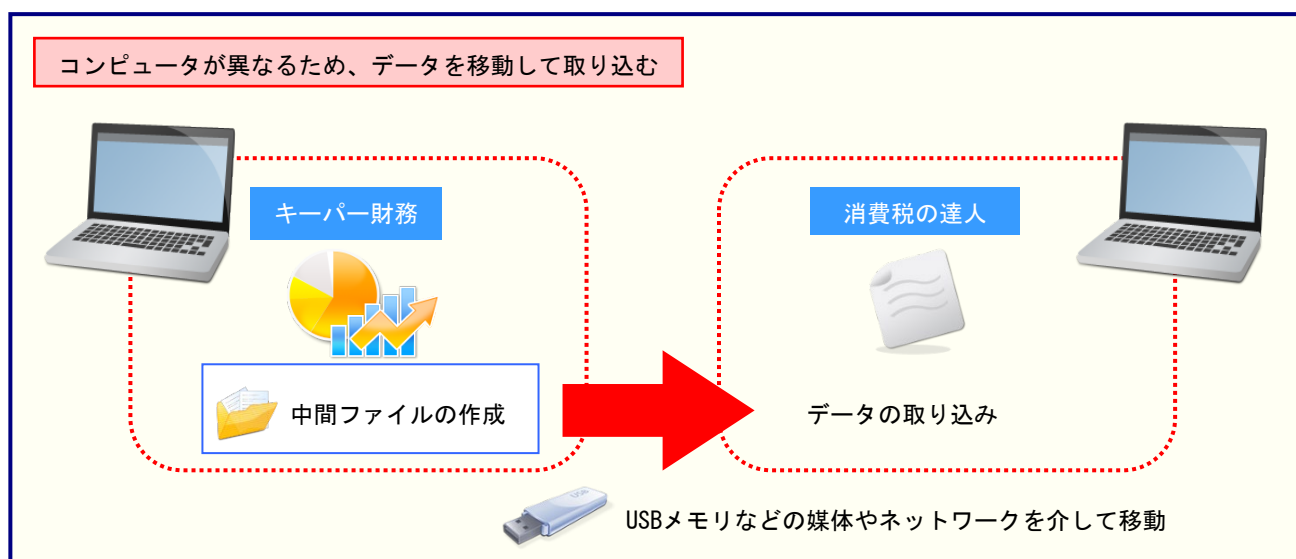
1.「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



2.「キーパー財務」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

「キーパー財務」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピュータで取り込みます。



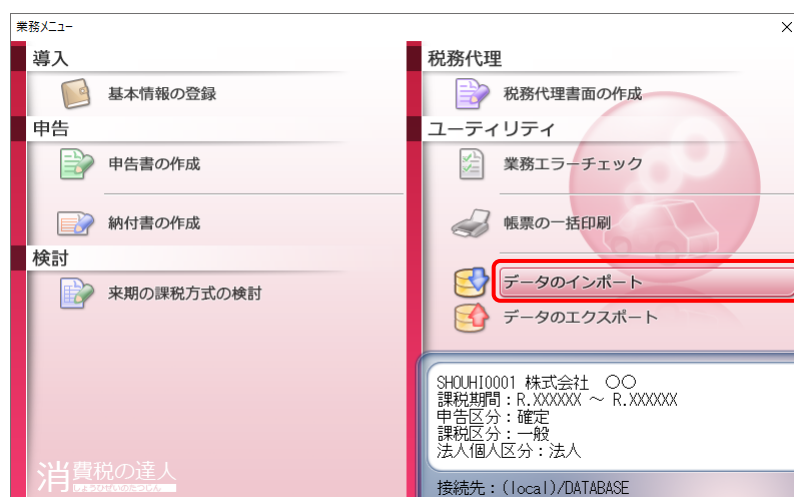
5.操作方法

「消費税の達人（令和元年度版 以降）fromキーパー財務22」を使って、以下の手順で連動します。
事前に「6.連動対象項目」（P.27）を必ずお読みください。

操作手順は、「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

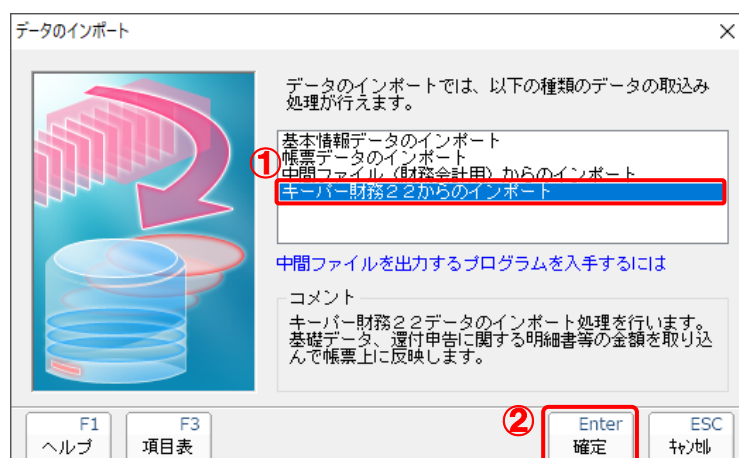
1.「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

1. 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



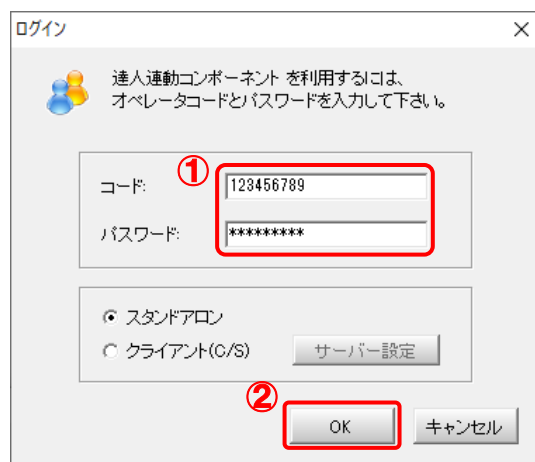
[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [キーパー財務22からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[ログイン] 画面が表示されます。

3. 「キーパー財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



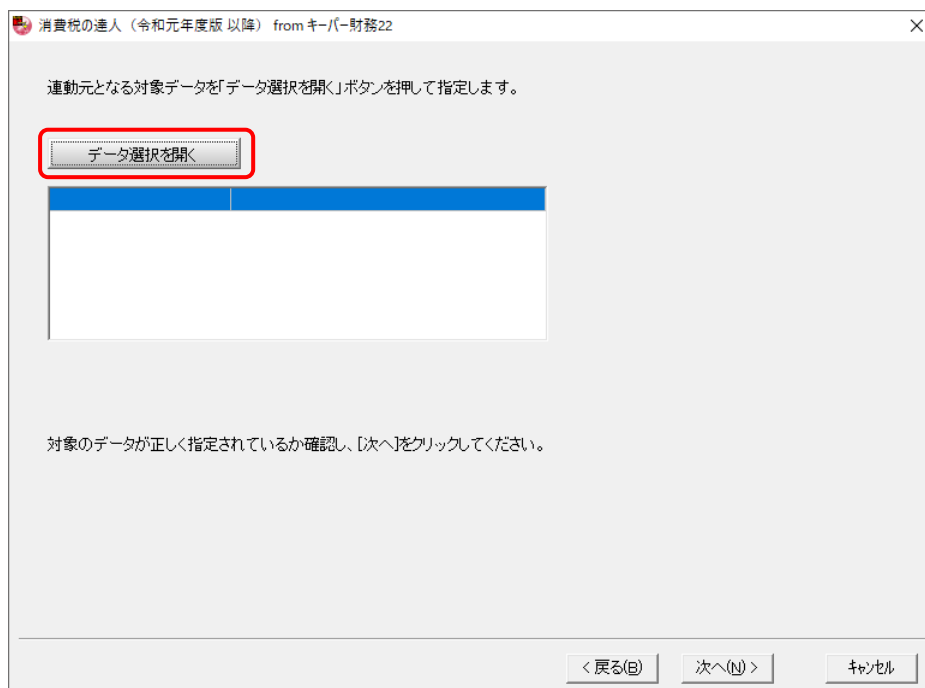
[消費税の達人 (令和元年度版 以降) fromキーパー財務22] 画面が表示されます。

4. [次へ]ボタンをクリックします。



対象データの指定画面が表示されます。

5. [データ選択を開く]ボタンをクリックします。



[データ選択] 画面が表示されます。

6. 「消費税の達人」に取り込む「キーパー財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12: 選択]ボタンをクリックします(②)。

データ選択

☐ 共有データの取得と保管を自動化する

共有保管 共有取得 検索解除 検索 情報 更新

No▲	コード	データ名	会計年度	会計期間	データフォルダ	バージョン	共有
1	0001	株式会社 ○○	X期	XXXX/XX/XX ~ XXXX/XX/XX	YDATA#0001	22版	
2	0002	○○ 太郎	X期	XXXX/XX/XX ~ XXXX/XX/XX	YDATA#0002	22版	

[ENTER]又はダブルクリック又は[F12]で選択します。
空白行は選択できません。[F3]で新規にデータを作成するか、又は[F7]で作成済みのデータを復元してください。
選択データを削除する場合は[F8]、フラッシュメモリなどのメディアに保存する場合は[F6]を押します。
共有データを処理する場合は[共有取得]、取得した共有データを他のオペレータが使えるようにする場合は[共有保管]をクリックします。

ESC:キャンセル F1: F2: F3: F4: F5: F6: F7: F8: F12:選択

対象データの指定画面に戻ります。

7. 対象データを確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人 (令和元年度版 以降) from キーパー財務22

運動元となる対象データを「データ選択を開く」ボタンを押して指定します。

① データ選択を開く

データ区分	法人
会社名	株式会社 ○○
会計年度	X期
会計期間	XXXX/XX/XX ~ XXXX/XX/XX

対象のデータが正しく指定されているか確認し、[次へ]をクリックしてください。

② < 戻る(B) 次へ(N) > キャンセル

計算条件の指定画面が表示されます。

8. 計算対象期間を指定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人 (令和元年度版 以降) from キーパー財務22

計算条件を指定してください。

① 計算対象期間

1 2 3 ・ 4 5 6 ・ 7 8 9 ・ 10 11 12 決

計算条件が正しく指定されているか確認し、[次へ]をクリックしてください。

② 次へ(N) >

< 戻る(B) キャンセル

確認画面が表示されます。

※ [計算対象期間] で「・」や「決」の直前まで指定した場合は、「・」や「決」を含めた期間で計算します。

9. 内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人 (令和元年度版 以降) from キーパー財務22

以上で設定が完了しました。
内容を確認し、よろしければ[完了]をクリックしてください。

①

【連動元情報】

会社名 : 株式会社 ○○

会計年度 : X 期

会計期間 : XXXX年XX月XX日 ~ XXXX年XX月XX日

【データ区分】

法人個人区分 : 法人

課税区分 : 原則

売上税額計算 : 原則方式

仕入税額計算 : 原則方式

【計算条件】

計算対象期間 : XXXX年XX月 ~ XX年XX月

【制約事項】

1) 「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」Iには対応しておりません。

2) 以下の輸入/消費税区分は連動を行いません。

521~528 課税輸入

571~578 課税輸入返還

721~728 課税輸入

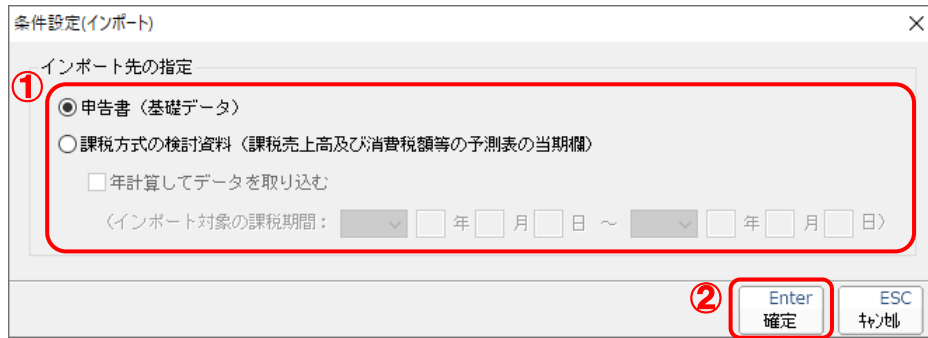
771~778 課税輸入返還

② 完了(F)

< 戻る(B) キャンセル

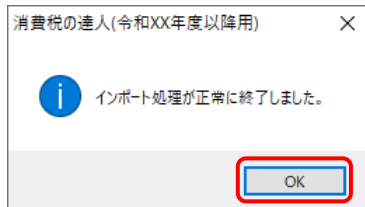
[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

10. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

11. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成(中間ファイルの作成)が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

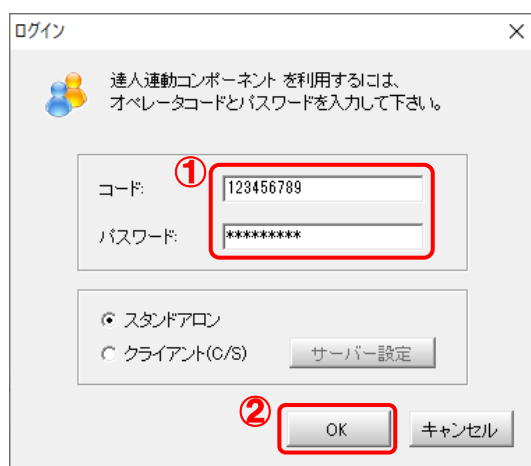
2.「キーパー財務」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

1. Windowsのスタートメニュー[達人シリーズ]ー[消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22]をクリックします。

[ログイン] 画面が表示されます。

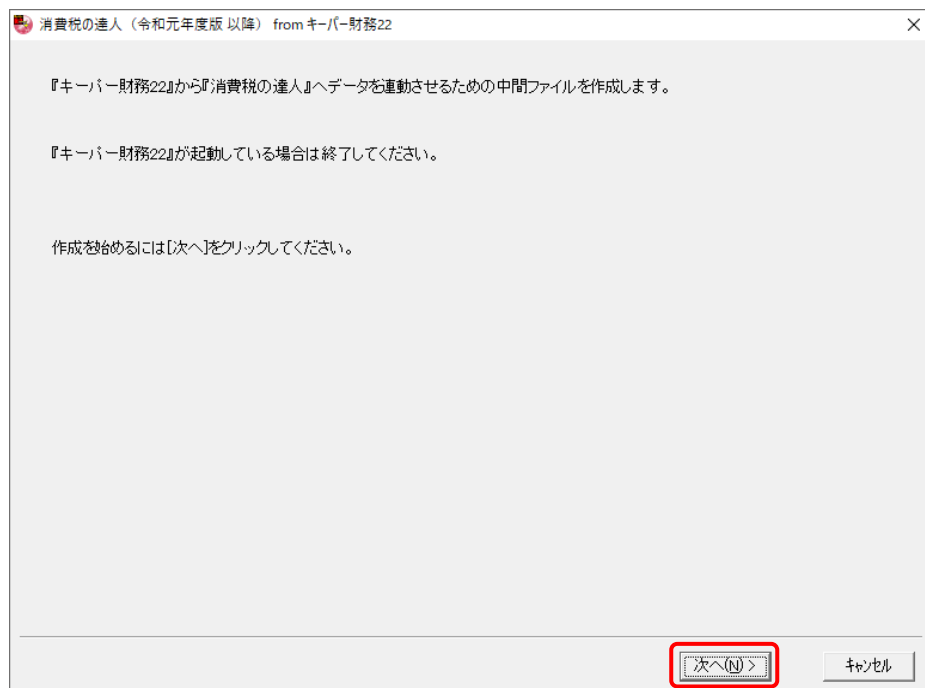
※ Windows 8.1の場合は、[アプリ] 画面に表示されている [消費税の達人 (令和元年度版 以降) fromキーパー財務22] をクリックします。

2. 「キーパー財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



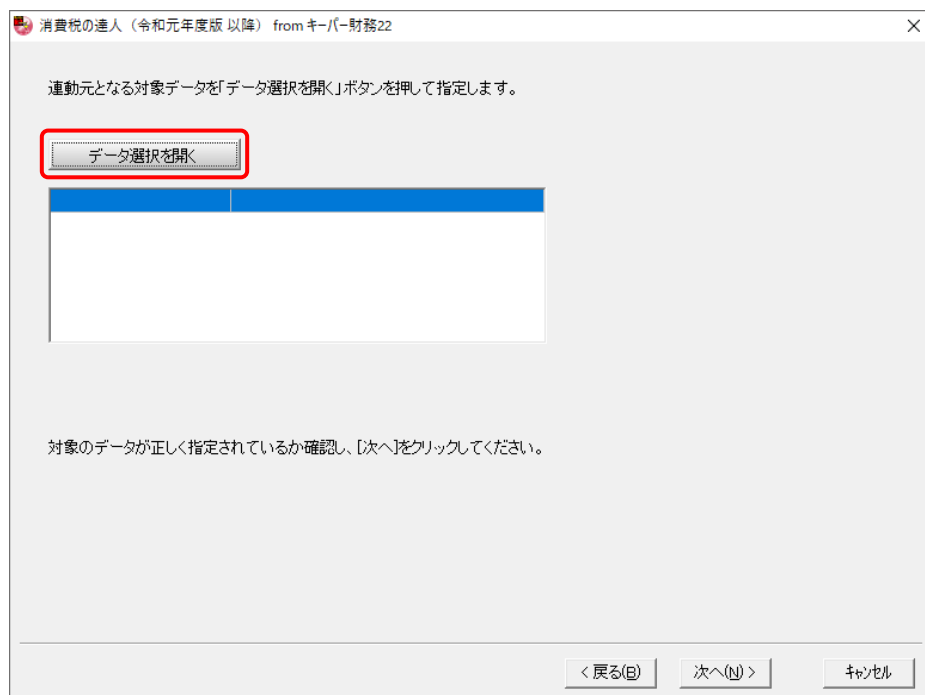
[消費税の達人 (令和元年度版 以降) fromキーパー財務22] 画面が表示されます。

3. [次へ]ボタンをクリックします。



対象データの指定画面が表示されます。

4. [データ選択を開く]ボタンをクリックします。



[データ選択] 画面が表示されます。

5. 「消費税の達人」に取り込む「キーパー財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12: 選択]ボタンをクリックします(②)。

データ選択

☐ 共有データの取得と保管を自動化する

共有保管 共有取得 検索解除 検索 情報 更新

No▲	コード	データ名	会計年度	会計期間	データフォルダ	バージョン	共有
1	0001	株式会社 ○○	X期	XXXX/XX/XX ~ XXXX/XX/XX	YDATA#0001	22版	
2	0002	○○ 太郎	X期	XXXX/XX/XX ~ XXXX/XX/XX	YDATA#0002	22版	

[ENTER]又はダブルクリック又は[F12]で選択します。
空白行は選択できません。[F3]で新規にデータを作成するか、又は[F7]で作成済みのデータを復元してください。
選択データを削除する場合は[F5]、フロッピーディスクなどのメディアに保存する場合は[F6]を押しします。
共有データを処理する場合は[共有取得]、取得した共有データを他のオペレータが使えるようにする場合は[共有保管]をクリックします。

ESC:キャンセル F1: F2: F3: F4: F5: F6: F7: F8: F12:選択

対象データの指定画面に戻ります。

6. 対象データを確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人 (令和元年度版 以降) from キーパー財務22

運動元となる対象データを「データ選択を開く」ボタンを押して指定します。

① データ選択を開く

データ区分	法人
会社名	株式会社 ○○
会計年度	X期
会計期間	XXXX/XX/XX ~ XXXX/XX/XX

対象のデータが正しく指定されているか確認し、[次へ]をクリックしてください。

② < 戻る(B) 次へ(N) > キャンセル

計算条件の指定画面が表示されます。

7. 計算対象期間を指定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

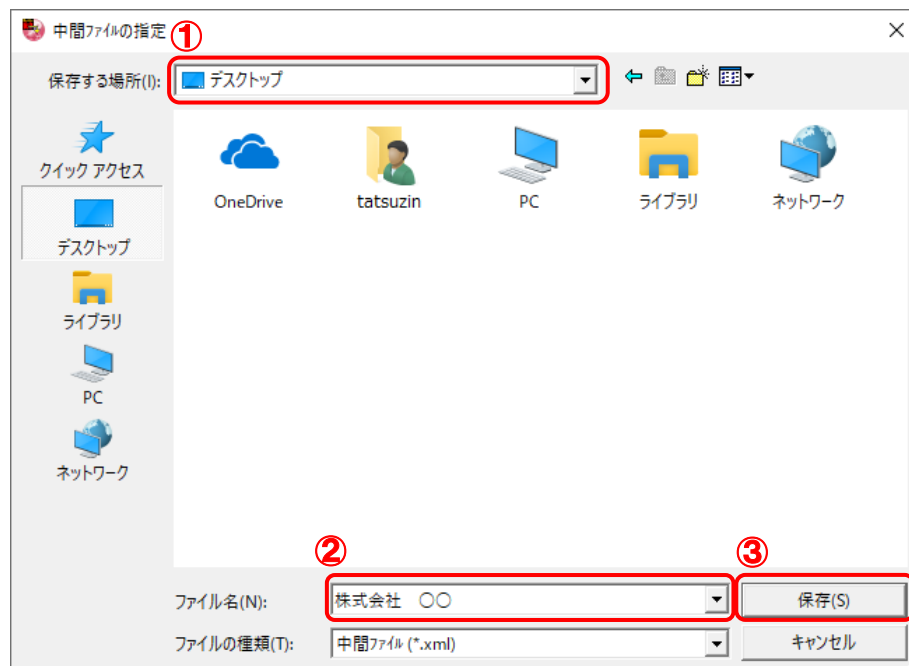
中間ファイルの指定画面が表示されます。

※ [計算対象期間] で「・」や「決」の直前まで指定した場合は、「・」や「決」を含めた期間で計算します。

8. [参照]ボタンをクリックします。

[中間ファイルの指定] 画面が表示されます。

9. [保存する場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



中間ファイルの指定画面に戻ります。

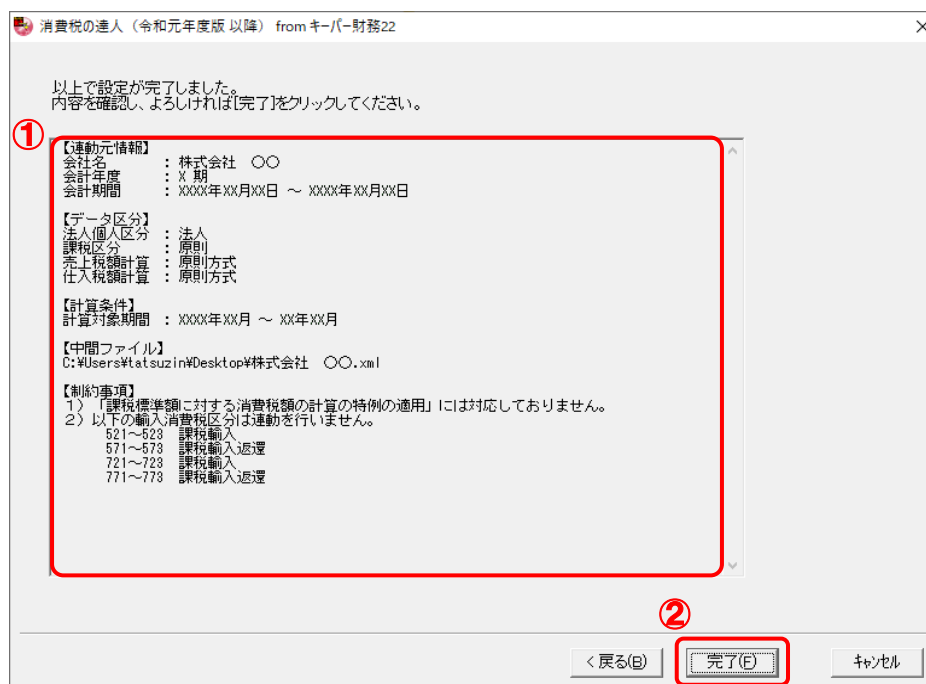
※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

10. [中間ファイル]を確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



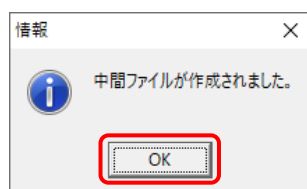
確認画面が表示されます。

11. 内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

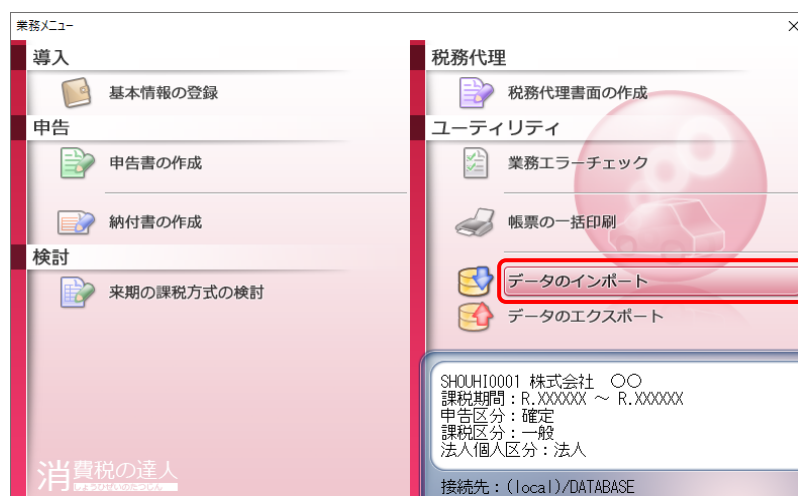
12. [OK]ボタンをクリックします。



手順9で指定した「保存する場所」に、中間ファイルが作成されます。

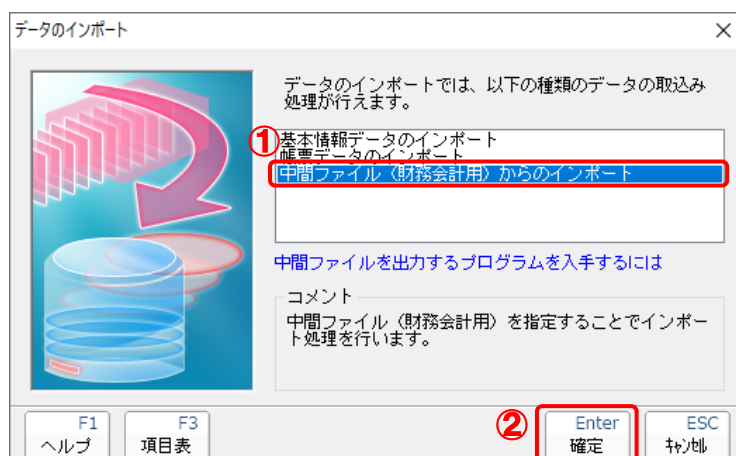
13. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」をインストールしているコンピュータに移動します。

- 14.** 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



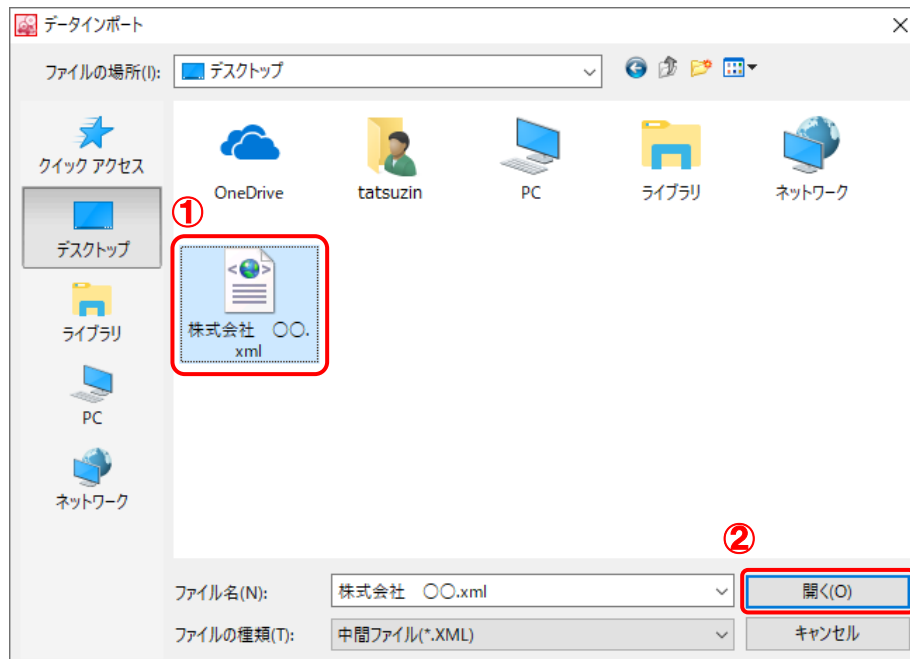
[データのインポート] 画面が表示されます。

- 15.** [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



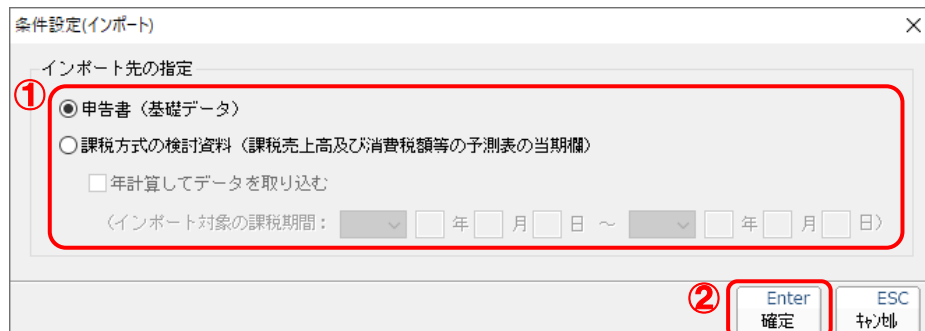
[データインポート] 画面が表示されます。

16. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



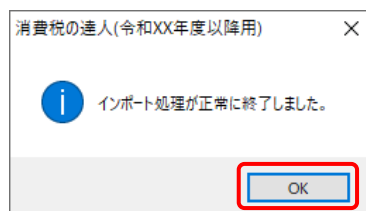
[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

17. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

18. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」では、「キーパー財務」の消費税内訳書よりデータを取り込みます。

「キーパー財務」から連動するデータ(連動元)

「キーパー財務」からはメニュー「消費税」－「消費税内訳書」のデータが連動します。

キーパー財務22

メニュー

消費税内訳書

集計期間: XXXX/XX/XX ~ XXXX/XX/XX

項目	税込額(10%)	積上税抜(10%)	積上税額(10%)	税込額(8%)	積上税抜(8%)	積上税額(8%)	税込
【課税売上】							
110 課税売上	0	0	0	0	0	0	0
111 第1種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
112 第2種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
113 第3種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
114 第4種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
115 第5種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
116 第6種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0
610 売上	0	0	0	0	0	0	0
611 第1種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
612 第2種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
613 第3種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
614 第4種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
615 第5種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
616 第6種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0
【売上返還】							
310 課税売上	0	0	0	0	0	0	0
311 第1種課税返還	0	0	0	0	0	0	0
312 第2種課税返還	0	0	0	0	0	0	0

集計期間や集計する支店を変更する場合は消費税内訳書画面を開いて「課税方式設定」の設定を変更します。

ESC:キャンセル F1:ヘルプ F2: F3: F4: F5: F6: F7: F8:印刷 F12:閉じる

「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各画面及び帳票の太枠部分が連動対象項目です。

一般用

[基礎データ] 画面

- ・売上(10%) / (新8%) / (旧8%) / (5%) / (3%)
- ・仕入(10%) / (新8%) / (旧8%) / (5%) / (3%)
- ・特定仕入(10%) / (旧8%)
- ・貸倒(10%) / (新8%) / (旧8%) / (5%) / (3%)

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

課税売上高及び消費税額等の予測表

簡易課税用

[基礎データ] 画面

- ・売上(10%) / (新8%) / (旧8%) / (5%) / (3%)
- ・仕入(10%) / (新8%) / (旧8%) / (5%) / (3%)
- ・貸倒(10%) / (新8%) / (旧8%) / (5%) / (3%)

課税売上高及び消費税額等の予測表

[基礎データ(一般用)]画面

売上(10%) / (新8%) / (旧8%) / (5%) / (3%)

基礎データ (一般用)

表示対象: ☒ 税率(10%・8%)適用分 ☐ 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上			
免税売上(輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル



注意

(新8%) / (旧8%) / (5%) / (3%) は [本体価額(税抜)] に連動しません。

仕入（10％）／（新8％）／（旧8％）／（5％）／（3％）

基礎データ（一般用）

表示対象：☒ 税率(10%・8%)適用分 ☐ 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額（税抜）	仮払消費税	税込価額
仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応(7.8%分)			
	非課税売上対応(7.8%分)			
	共通売上対応(7.8%分)			
	地方消費税分			
仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応(7.8%分)			
	非課税売上対応(7.8%分)			
	共通売上対応(7.8%分)			
	地方消費税分			

（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1ヘルプ

F9印刷

Ctrl+Enter確定

ESCキャンセル



注意

（5％）／（3％）は「輸入仕入」「輸入仕入返還」がありません。

📄 特定仕入（10%分）／（旧8%）

基礎データ（一般用）×

表示対象：☒ 税率(10%・8%)適用分 ☐ 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額（税抜）	仮払消費税	税込価額
特定仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
特定仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

Ctrl+ 確定

ESC キャンセル

ヘルプ F1

印刷 F9

（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

貸倒（10％）／（新8％）／（旧8％）／（5％）／（3％）

基礎データ（一般用）

表示対象：

☒ 税率(10%・8%)適用分

☐ 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%)

仕入(10%)

特定仕入(10%)

貸倒(10%)

売上(8%)

仕入(8%)

貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額（税抜）	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1ヘルプ

F9印刷

Ctrl+確定

ESCキャンセル

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

		課税期間	氏名又は名称		
項	目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X + D + E)
課税売上額（税抜き）	①				
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④				
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦				
課税売上割合（④/⑦）	⑧				
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨				
課税仕入れに係る消費税額	⑩				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪				
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫				
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった 場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額 （⑩+⑫+⑬±⑭）	⑮				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合（⑮の金額）	⑯				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 〔⑮+（⑯×④/⑦）〕	⑰				
	⑱				
	⑲				
	⑳				
	㉑				
控除税額の調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	㉒			
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉓			
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に 供した（譲渡した）場合の加算額	㉔			
差引	控除対象仕入税額 〔（⑩、⑫又は⑬の金額）±⑮±⑰±⑱〕がプラスの時	㉕			
	控除過大調整税額 〔（⑩、⑫又は⑬の金額）±⑮±⑰±⑱〕がマイナスの時	㉖			
貸倒回収に係る消費税額		㉗			

③ 仮定(仮定)には、貸引当、調整引当、調整金など仕入計額の調整等の金額がある場合(仕入計額の調整等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を相殺した後の金額を記載する。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

（経過措置）課税売上高の課税等と非課税期間

課税期間		氏名又は名称			
項	目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税売上額（税抜き）	①				旧税率分小計X
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④				
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦				
課税売上割合（④/⑦）	⑧				
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨				旧税率分小計X
課税仕入れに係る消費税額	⑩	⑩A欄×3/100	⑩B欄×4/100	⑩C欄×8.3/100	旧税率分小計X
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪				旧税率分小計X
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			⑫C欄×8.3/100	旧税率分小計X
課税貨物に係る消費税額	⑬				旧税率分小計X
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった 場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭				旧税率分小計X
課税仕入れ等の税額の合計額 （⑩+⑫+⑬±⑭）	⑮				旧税率分小計X
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合（⑮の金額）	⑯				旧税率分小計X
課税5課税95 税優税% 売未 売円上満 上超 割の 高又合 場はが合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの				旧税率分小計X
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの				旧税率分小計X
	個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [⑯+(⑱×④/⑦)]				旧税率分小計X
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [⑯×④/⑦]				旧税率分小計X
控除税額の調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額				旧税率分小計X
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務 用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額				旧税率分小計X
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した（譲渡した）場合の加算額				旧税率分小計X
差引	控除対象仕入税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑±㉒]がプラスの時	旧税率分小計X	旧税率分小計X	旧税率分小計X	旧税率分小計X
	控除過大調整税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒±㉓]がマイナスの時	旧税率分小計X	旧税率分小計X	旧税率分小計X	旧税率分小計X
貸倒回収に係る消費税額	㉔	旧税率分小計X	旧税率分小計X	旧税率分小計X	旧税率分小計X

注 1 金額の計算に36.5%は、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑩税額の計算に36.5%は、1円未満の端数を切り捨てる。
3 ⑫、⑬、⑭の金額は、付表2-1のF欄を参照して算出する。
4 ⑭及び⑮欄には、算引、加算、減算など仕入税額の調整等の金額がある場合(仕入税額の調整等の金額を仕入税額から直接減算している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

但書 ① 金額の計算に当たっては、① 円未満の端数を切り捨てる。
② 役員（代表取締役）は、専任若しくは兼任を問わず、取締役の職務等のある場合（仕入部門の取締役の金額を仕入金額から直接控除している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

区 分		① 決 算 額 (税込・税抜)	② 左のうち課税仕入れにならないもの	(①-②) 課税仕入高
事業所得	仕 入 金 額 (製品製造原価)	①		
	必 要 経 費	②		
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 値	③		
	小 計 (①+②+③)	④		
不動産所得	必 要 経 費	⑤		
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 値	⑥		
	小 計 (⑤+⑥)	⑦		
所得	仕 入 金 額	⑧		
	必 要 経 費	⑨		
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 値	⑩		
	小 計 (⑧+⑨+⑩)	⑪		
課 税 仕 入 高 の 合 計 額		⑫	④、⑦、⑪の合計額を記載してください。	
課税仕入れ等の税額の合計額		⑬	⑫の金額に対する消費税額	

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資 産 の 種 類 等	取 得 年 月 日 等	取引金額等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取引先の住所(所在地)
	・ ・	円		
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資 産 の 種 類 等	取 得 年 月 日 等	取引金額等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取引先の住所(所在地)
	・ ・	円		
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

4 令和 年中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

(2/2)

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

単位: 千円

区 分		① 決 算 額 (税込・税抜)	② ①のうち課税仕入れ にならないもの	(①-②) 課税仕入高
損 益 科 目	商 品 仕 入 高 等	①		
	販売費・一般管理費	②		
	営 業 外 費 用	③		
	そ の 他	④		
	小 計	⑤		
区 分		① 資産の取得価額 (税込・税抜)	② ①のうち課税仕入れ にならないもの	(①-②) 課税仕入高
資 産 科 目	固 定 資 産	⑥		
	繰 延 資 産	⑦		
	そ の 他	⑧		
	小 計	⑨		
課税仕入れ等の税額の合計額		⑩	⑤+⑨の金額に対する消費税額	

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。) 単位: 千円

資 産 の 種 類 等	取 得 年 月 日 等	取引金額等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取引先の住所 (所在地)
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

※ 継続的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当該課税期間分をまとめて記載してください。
その場合取得年月日等欄に「継続」と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。) 単位: 千円

資 産 の 種 類 等	取 得 年 月 日 等	取引金額等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取引先の住所 (所在地)
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

4 当課税期間中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

(2/2)

課税売上高及び消費税額等の予測表(一般用)

課税売上高及び消費税額等の予測表

顧問先コード：

顧問先名：

1. 基礎データ

期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 法人設立1期目の場合に入力してください。

2. 課税売上高及び課税売上割合

期間	当期(令和 年度)	来期(令和 年度)	来々期(令和 年度)
課税売上高			
課税売上高(特定期間)			
課税売上割合	%	%	%

3. 消費税額

期間	来期(令和 年度)			来々期(令和 年度)		
課税方式	簡易課税	一般課税		簡易課税	一般課税	
		個別対応	一括比例		個別対応	一括比例
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
譲渡税額						
合計税額						
備考						

[基礎データ(簡易課税用)]画面

📄 売上(10%) / (新8%) / (旧8%) / (5%) / (3%)

基礎データ (簡易課税用) ×

表示対象: ☒ 税率(10%・8%)適用分 ☐ 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目		税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	第6種事業			
	事業区分「0」			
課税売上 計				
免税売上 (輸出取引等)				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算 ▼

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル



注意

(新8%) / (旧8%) / (5%) / (3%) は [免税売上 (輸出取引等)] に連動しません。

📄 返還（10％）／（新8％）／（旧8％）／（5％）／（3％）

基礎データ（簡易課税用）

表示対象：☒ 税率(10%・8%)適用分 ☐ 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目		税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額（税抜）	仮受消費税	税込価額
課税売上返還	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	第6種事業			
	事業区分「0」			
課税売上に係る対価の返還 計				
免税売上に係る対価の返還				

（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+📄 確定
ESC キャンセル



注意

（新8％）／（旧8％）／（5％）／（3％）は「免税売上に係る対価の返還」に連動しません。

貸倒（10％）／（新8％）／（旧8％）／（5％）／（3％）

基礎データ（簡易課税用）

表示対象：

☒ 税率(10%・8%)適用分

☐ 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%)

返還(10%)

貸倒(10%)

売上(8%)

返還(8%)

貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額（税抜）	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1ヘルプ

F9印刷

Ctrl+確定

ESCキャンセル

課税売上高及び消費税額等の予測表(簡易課税用)

課税売上高及び消費税額等の予測表

顧問先コード:

顧問先名:

1. 基礎データ

期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 法人設立1期目の場合に入力してください。

2. 課税売上高及び課税売上割合

期間	当期(令和 年度)	来期(令和 年度)	来々期(令和 年度)
課税売上高			
課税売上高(特定期間)			
課税売上割合	%	%	%

3. 消費税額

期間	来期(令和 年度)			来々期(令和 年度)		
	簡易課税	一般課税		簡易課税	一般課税	
課税方式		個別対応	一括比例		個別対応	一括比例
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
譲渡税額						
合計税額						
備考						

7.アンインストール方法

「消費税の達人（令和元年度版 以降）fromキーパー財務22」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

1. Windowsのスタートメニュー[Windowsシステムツール]—[コントロールパネル]をクリックします。

「コントロールパネル」画面が表示されます。

※ Windows 8.1の場合は、「アプリ」画面に表示されている「消費税の達人（令和元年度版 以降）fromキーパー財務22」を右クリック—「アンインストール」をクリックし、手順3に進みます。

2. 「プログラムのアンインストール」をクリックします。

「プログラムのアンインストールまたは変更」画面が表示されます。

※ 「コントロールパネル」画面をアイコン表示にしている場合は、「プログラムと機能」をクリックします。

3. 「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」をクリックして選択し、「アンインストール」をクリックします。

確認画面が表示されます。

4. 「はい」ボタンをクリックします。

終了画面が表示されます。

5. 「OK」ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人（令和元年度版 以降）fromキーパー財務22」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は株式会社シスプラに帰属するものとします。
- ・ 「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」の複製物(バックアップ・コピー)は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- ・ 「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及び株式会社シスプラは一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・ 「消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

**消費税の達人(令和元年度版 以降)fromキーパー財務22
運用ガイド**

2022年2月5日初版